

越谷市

農姿だより

第12号

令和4年7月1日発行



©21ばまさみ

市内花き農家生産のチューリップとストック

2年間の研修を振り返って

新規就農・農業後継者育成支援事業 研修生 須賀 庸介

私は、越谷市が実施する研修事業で2年間、水稻栽培について学びました。

研修事業に参加するまで、保育など農業以外の業種で働いてきましたが、もともと家族が農地を耕していたこともあり、親しみのある農業に携わりたいと考えるようになりました。

本格的に農作業を行うのは初めてであったため、田植えや稲刈り、日々の管理作業に加え、トラクターやコンバインといった大型の農業用機械を扱う技術を学びました。機械の操作方法やメンテナンスなど、本当に多岐にわたる知識や経験を積むことができました。

2年間の研修を終えても、まだまだ経験不足と感ずることもあり、栽培スケジュールの組立てなどもより一層学んでいきたいと考えています。

主食であるお米をこの先もずっとおいしく食べ続けられるよう、技術を磨き、ゆくゆくは担い手となれるよう頑張っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



《指導者からひとこと》

有限会社日伊 代表取締役 渋谷 勇

2年間の研修大変お疲れさまでした。

これからもまだまだ学ぶことがたくさんあると思いますが、何事も興味を持って取り組むことが、成長への一番の近道です。

今後も、2年間学んだ知識を活用しながら、失敗を恐れずに農業にチャレンジしてください。

最後に、地域の農業者の皆様におかれましても、須賀氏が今後担い手として成長するよう、温かく見守り、ご指導いただきますよう私からもお願ひ申し上げます。



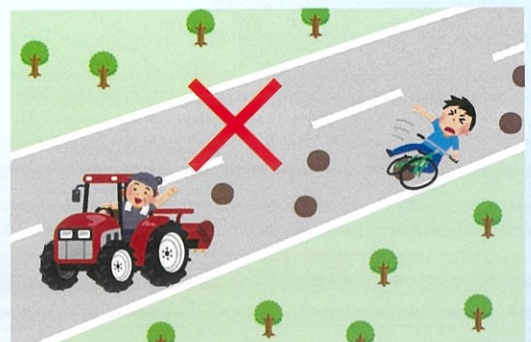
泥の落下に注意！

トラクター・田植機・コンバイン等を使用した後に農地から道路に出る時は、必ず付いた泥を落としてください。道路に落ちた泥のかたまりは、通行人や車両等の妨げとなり大変危険です。交通安全や環境美化のために泥を落とさないよう注意しましょう。

もし、道路に泥を落としてしまった場合は、速やかに撤去・清掃をしていただきますよう、お願ひします。

ほ場作物（残さ）の管理の徹底

ほ場作物（残さ）からの害虫や臭いの発生を防ぐため、管理の徹底をお願いします。



農地転用する時は、農地法の許可申請・届出が必要です。

●農地の無断転用はできません。

- 農地転用とは、農地を農地でなくすことです。(例：宅地・駐車場・資材置場などに転換すること)
- 市街化調整区域の農地転用は、農地法の許可申請が必要になります。
- 市街化区域の農地転用は、農地法の届出申請が必要になります。

●無断転用には厳しい罰則があります。

- 許可を受けずに転用を行った場合は、農地法違反になります。
- 農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。
- 違反転用及び原状回復命令違反した場合
3年以下の懲役または300万円以下の罰金になります。(法人は1億円以下の罰金になります。)

●農地の埋め立て(農地改良)には許可・届出が必要です。

- 農地の埋め立ては、県の許可が必要となります。ただし、埋め立て面積が1000㎡未満かつ工事期間が1か月以内の場合は、届出となります。

※詳細につきましては、事前に農業委員会事務局へお問合せください。

農地の適正な管理をお願いします

雑草等が繁茂している農地がありますと、病害虫等の温床となり、近隣住民や農地の作物にも被害を及ぼすことが考えられます。年間を通じて適正な管理をお願いします。

(※年に3回程度でお願いします。)

また、畑等の土が道路や水路に流出しないよう柵板等で被害防除対策をお願いします。



遊休農地（一例）

農地の賃借料情報

令和4年4月1日公表
地域の実勢の農地の賃借料の情報を公表しています。
農地の貸し借りの目安にご活用ください。

(年額/10a)

地目	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
田(水稲)	4,200	4,200	4,200
畑(普通畑)	11,600	20,000	5,000

※令和3年1月から令和3年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準

『農業者年金』に加入しよう!

【加入要件】

- 60歳未満の方
(令和4年5月1日制度改正により国民年金の任意加入者であれば60歳から65歳未満の方も加入できます)
- 年間60日以上農業に従事している方
- 国民年金第1号保険者

【特徴】

- 終身年金(80歳前に死亡した場合は一時金)
- 積立方式、確定拠出型で国民年金に上乘せ
(加入者の保険料は将来の自らの年金給付の原資)
- 保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位
- 支払保険料は全額社会保険料控除の対象

●編集 農業委員会だより編集協議会委員

荻島 元治、小林 博、瀬尾 守、宇田川 道代、田口 勲、坂巻 秀雄、小沼 真由美

●発行 越谷市農業委員会

〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1

TEL 048-963-9279〔直通〕 FAX 048-963-9175